

第 1 3 節 災害救助法適用計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 滅失状態の基準の周知徹底 2 滅失世帯数の早期把握 ⇨ 府に報告 3 住家滅失世帯数の算定基準 (1) 半壊・半焼等顕著な損傷世帯 ⇨ 1 / 2 世帯 (2) 床上浸水・土砂堆積等による一時的居住困難世帯 ⇨ 1 / 3 世帯 4 市の災害救助法適用基準 (1) 第 1 号基準 ⇨ 100世帯、 (2) 第 2 号基準 ⇨ 50世帯	各課共通

第 1 計画の方針

一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

第 2 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事に代って実施する。また、知事の職権の一部を委任された事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

なお、この場合、応急救助活動を実施したときは、直ちに知事に報告する。

第 3 適用基準

災害救助法施行令第 1 条に定めるところにより、本市については、次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 市の区域内の住家が滅失した世帯数が100世帯以上であること。
- 2 府の区域内の住家が滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家が滅失した世帯数が50世帯以上であること。
- 3 府の区域内の住家が滅失した世帯数が12,000世帯以上であって、市の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

第 4 住家滅失世帯数の算定基準

- 1 住家滅失世帯数の算定基準等
 - (1) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって住家滅失 1 世帯とする。
 - (2) 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3 世帯をもって住家滅失 1 世帯とする。
- 2 住家の滅失等の認定
 - (1) 住家の全壊（焼）流出により滅失したもの
 - ア 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(2) 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの

ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合

イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(3) 住家の床上浸水、土砂たい積等で一時的に居住困難状態となったもの

ア (1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの

イ 土砂、竹木等のたい積等により、一時的に居住する事ができない状態となったもの

- ・住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- ・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第5 適用手続

- 1 市長は、本市における災害が前記「第3 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法の適用について協議する。
- 2 市長は、前記「第3 適用基準」の4及び5の状態被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- 3 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受けるものとする。

第6 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。ただし、1のうち応急仮設住宅の供与、6及び7については知事が実施し、その他については、委任された市長が実施する。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋火葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている

ものの除去

第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編掲載のとおりである。

なお、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

資料編	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	--------------------------------